



きらきら シニア

～羽曳野市地域包括支援センターからのお知らせ～

問合せ：地域包括支援センター 市役所別館1階 ②番窓口
☎947-3822 FAX950-1030 mail chiikihoukatsu@city.habikino.lg.jp

羽曳野市きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業が始まります！
～ あなたも介護支援サポーターになりませんか？ ～

◆羽曳野市きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業（通称：きらプロ）とは？

市内の介護保険施設などで介護支援サポーター活動（ボランティア）を行うことに対してポイントを付与し、たまったポイントを換金できる「介護支援ボランティアポイント制度」です。

この事業は、高齢者の方が介護支援サポーター活動を通して社会参加・地域貢献をすることで、ご自身がより元気にいきいき生活することを目的としています。

◆事業の概要

○対象者

65歳以上の市内在住で住民登録がある介護保険第1号被保険者で、所定の研修会を受講した方

○対象となる介護支援サポーター活動

市が指定した市内の施設などにおける介護支援サポーター活動

○事業の位置づけ

介護保険法に基づく地域支援事業（一般介護予防事業）

◆ポイントについて

○ポイント付与

・概ね1時間の介護支援サポーター活動につき1ポイント（ただし、1日2ポイントを上限とする）

・付与期間は1年度とする（平成27年度は7月1日～3月31日）

○ポイントの換金

・1ポイント=100円
・換金申出は、翌年度4月です（ただし、介護保険料に未納、滞納がないこと）

◆介護支援サポーター活動について

○介護支援サポーター登録・研修会

・介護支援サポーター活動を行うには、事前

に登録と研修会の受講が必要です。

【研修会日程】

7月27日(月) 13:30～16:30

(市役所別館2階研修室)

8月13日(木) 13:30～16:30

(市役所別館2階研修室)

9月15日(火) 13:30～16:30

(市役所別館2階研修室)

※上記日程は現時点での予定のため変更となる場合があります。

○対象となる介護支援サポーター活動

市が指定した市内の施設などにおける介護支援サポーター活動

【例】

- ・施設行事における会場設営などの補助
- ・施設で行うレクリエーションなどの参加支援やその補助
- ・お茶出し、配膳や下善の補助
- ・施設入所者の話し相手

○保険の加入

・介護支援サポーター登録をされる方は、活動中のさまざまなケガや損害賠償に対応するボランティア保険に加入してください。

◆事業の実施主体

○この事業は、羽曳野市が（社）羽曳野市社会福祉協議会へ委託し実施します。

◆その他

○詳細及び介護支援サポーター登録申出書は、市ウェブサイトに掲載しております。

◆申込・問合せ

[事業について]

地域包括支援課 ☎947-3822

[介護支援サポーター登録などについて]

（社）羽曳野市社会福祉協議会

☎958-2315